

参照条文

○ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）（抄）

（経営管理実施権配分計画の公告等）

第 37 条 市町村は、経営管理実施権配分計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、その公告があった経営管理実施権配分計画の定めるところにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

3 前項の規定により設定された経営管理実施権は、第 1 項の規定による公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者（国その他の農林水産省令で定める者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

4 森林所有者が第 2 項の規定により設定された経営管理受益権に基づき林業経営者（同項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。以下同じ。）から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する第 7 条第 2 項の規定により設定された経営管理受益権に基づき市町村から支払を受けたものとみなす。

（独立行政法人農林漁業信用基金による支援）

第 46 条 独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うことができる。

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号）（抄）

（出資者に対する持分の払戻し）

第 7 条の 2 林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者（以下この条において「出資者」という。）は、主務省令で定めるところにより、信用基金に対し、その持分（林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示された出資に係るものに限る。）の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 信用基金は、前項の規定による請求があった場合には、主務省令で定めるところにより算定した金額（その金額が当該請求に係る持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）により、同項の規定により払戻しを請求され

た持分を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。ただし、一事業年度における払戻しの総額は、林業信用保証業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして主務大臣が定める金額を超えてはならない。

3・4 (略)

(業務の範囲)

第12条 (略)

2 (略)

3 信用基金は、前2項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第46条の規定による支援を行うことができる。

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

(業務方法書)

第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 (略)

○ 独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令（平成15年財務省・農林水産省令第4号）（抄）

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る業務方法書の記載事項)

第3条 信用基金が行う法第12条第1項及び第3項に規定する業務並びに暫定措置法第6条第1項に規定する業務に係る通則法第28条第2項の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

一 (略)

二 法第12条第1項第5号に掲げる業務(暫定措置法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる業務を含む。)及び法第12条第3項に規定する業務に関する事項

三～六 (略)